

○ 育児休業失効に伴う履歴書の整理について（通知）

平成 14 年 10 月 7 日教人第 1393 号

熊本市教育長、各教育事務所長、各県立学校長あて熊本県教育長

「地方公務員の育児休業等に関する法律」第 5 条第 1 項により、当該育児休業をしている職員が産前休暇を始めた場合又は次子を出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該育児休業に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失うこととなります。

平成 14 年 1 月 16 日付け教人第 2029 号教育長通知でお知らせした「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正により、育児休業の対象となる子の年齢が、3 歳未満（改正前は 1 歳未満）に引き上げられたことに伴い、今後、上記に該当する教職員の増加が考えられます。

つきましては、履歴書の整理について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、熊本市教育長にあっては校長を通じて貴管下学校の事務担当職員に、教育事務所長にあっては市町村教育委員会及び校長を通じて貴管内学校の事務担当職員に、県立学校長にあっては所属の事務担当職員に周知をお願いします。

なお、「教職員の育児休業等の取扱要領」第 5 条に定めてありますとおり、育児休業等の失効の場合においても養育状況等変更届の提出が必要ですので申し添えます。

記

- 1 日付は失効する日を記入。
- 2 任免・賞罰・俸給欄は「地方公務員の育児休業等に関する法律第 5 条第 1 項（ ）の規定により失効」と記入。

※（ ）内には産休・出産・休職等の失効事由を記載する。

- 3 発令権者・その他欄は空欄。

（例）

職 歴 ・ 賞 罰				
発令年月日			任 免 ・ 賞 罰 ・ 俸 給	発令権者・その他
〇〇	〇〇	〇〇	地方公務員の育児休業等に関する法律第 5 条第 1 項 （〇〇）の規定により失効	